

電気工事業の開始の通知について

自家用電気工作物（最大電力500kW未満）のみに係る電気工事業を営もうとする者は、その事業を開始しようとする日の10日前までに、都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

なお、建設業許可を受けている場合や、あわせて一般用電気工作物の電気工事を行う場合は、別の手続きを行う必要があります。

1 開始の通知に必要な書類

書 類 等	備 考
電気工事業開始通知書 (様式第14の2)	
申請者に係る誓約書	法人用・個人用別様式
申請者の登記簿謄本(原本)	法人のみ
備付器具表	表にあるすべての器具を揃えてください。 (営業所毎)

※ 申請者が個人の場合、住民基本台帳ネットワークを活用して住所等の確認を行いますが、確認ができない時は住民票等の提出を求めることがあります。

注) 営業所が2カ所以上ある場合、営業所毎に必要な書類があります。

2 通知方法

上記の必要書類をそろえて、下記まで持参または郵送してください。

郵送先	〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム 計量検定グループ		
電 話	082-513-3335 (ダイヤル)	F A X	082-223-6314
場 所	広島県庁 東館2階		

手続きについての問い合わせも上記で受け付けます。

受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分(土・日・祝日を除く)

3 注意事項

営業所を広島県内のみに設置する方が対象です。他県にも営業所を設置する場合は、経済産業局長又は大臣への通知となります。

様式第14の2【第10条の2】

電気工事業開始通知書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

広島県知事様

(〒 -)

住 所
ふりがな
氏名または名称法人にあつては
代表者の氏名

電 話

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 営業所

営業所の名称	所在の場所

2 法人にあつては、その役員の氏名

3 電気工事業の開始予定年月日

年 月 日

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

【添付書類】

(法人)

誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

登録申請者 名 称

代表者の氏名

当社および当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(備考) 申請者が法人のとき記入すること。

【添付書類】

(個人)

誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

登録申請者 住 所
氏 名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに
該当しない者であることを誓約いたします。

(備考) 申請者が個人るとき記入すること。

【添付書類】

備 付 器 具 表

種 類	品 名	製 造 年	製 品 番 号	台 数	製 造 者 名
一 般 用 電 気 工 作 物	自 家 用 電 気 工 作 物	絶 縁 抵 抗 計 (メガー)			
		接 地 抵 抗 計 (アース・テスター)			
		回路計であって抵抗及び交流 電圧を測定できる器具 (ター)			
		低 圧 検 電 器			
		高 圧 検 電 器			
		※ 継 電 気 試 験 装 置 (リレー試験器)			
		※ 絶 縁 耐 力 試 験 装 置 (耐压試験器)			

※の器具の借用先名 ()

注) 一般用電気工作物と自家用電気工作物を両方の工事を行う場合は、所定の器具をすべて備え付けなければなりません。

ただし、※印の器具については、必要なときに借用する場合も含まれます。

借用する場合であっても器具名等は記載してください。